

【資料2】

技能労働者の技能の「見える化」に係る 今後の検討について

WGの平成25年度検討作業は、前年度の間取りまとめを踏まえて、次に控えるシステム構築作業向け「システム運用構想」を取りまとめることを目標とする。

第1回

第2回

第3回

第4回

全体像(仕組み作り)

「見える化」システムが持続的に運用可能となるような全体像(仕組み作り)について検討を行う。

- どのような主体が管理機関に技能情報を登録すべきかに関する検討(本人性の確認、企業等による登録、資格管理団体による登録や確認など)
- 真正性の確保を含め、管理機関ではどのように技能労働者情報を蓄積・管理するかに関する検討
- 登録された技能労働者情報をどのように開示・活用するかに関する検討(個人情報保護の観点から踏まえた閲覧者の範囲、利用主体に応じた開示項目のあり方など)

※蓄積すべき技能情報は、個々の技能労働者の個人情報であり、また、膨大な技能情報が随時追加・更新されることを前提とした検討が必要

システム運用構想
取りまとめ

⇒ 平成26年度作業へ
⇒

H24
中間
取り
まとめ

検討事項関連調査、情報提供

技能情報の具体的な内容検討

- ・見える化システムにおいて技能の見える化を進めるにあたって必要とされる情報の洗い出し
 - 技能情報の具体的な内容検討など
- ・「見える化」システムとして連携すべきあるいは連携が望ましい“就労管理”、“資格管理”等システムのリストアップ
- ・連携時に想定される問題点とその解決策の検討

※システム構築作業に必要な基本的な情報の確保を平成25年度内に完了することを目標とする。

技能情報の詳細検討

システム検討チーム立ち上げ準備

技能労働者情報の**情報登録のあり方**は、どのようにあるべきか。

これまでの議論(H24「見える化」WG中間とりまとめより)

【管理機関】

管理機関は、全国一団体、民間公益団体とする。

【登録を求める技能労働者の範囲】

IDを付与して登録を求める技能労働者の範囲は、技能労働者を幅広く対象として把握するため、「作業員名簿」に記載される者を対象とする。

【情報の登録を申請する主体】

利便性を確保するため、多くの情報登録ルートを確保するようにする。

随時追加・更新のある蓄積すべき技能労働者に係わる情報(技能労働者情報)はどのような主体が管理機関に登録することが適切か。

【技能労働者へのID付与方法のあり方】

基礎年金番号や住民票コードなど現在存在する個人にIDや番号を付与する制度は、それぞれ法律による利用制限等の制約があることから、新たな仕組みの導入にあたっては独自の番号を付番する。

【情報を申請する主体】

「個々の技能労働者の技能を見える化し、適正な評価を受けられるようにする」との目的に照らせば、本来、情報登録の申請主体は技能労働者本人であるのが基本であり、**個々の技能労働者の情報登録の申請主体は、技能労働者本人を基本とすることとしてはどうか。**

ただし、本人の同意を前提として、**所属企業や元請企業による代行登録を可能**とすることにより、登録者(本人)の負担を軽減するとともに、制度の円滑な運用が図られるようにしてはどうか。

また、本人の同意を前提として、**将来的には、技能検定機関による技能資格の登録や、研修実施機関による研修履歴の登録を可能**とすることにより、登録事務の効率化とデータ精度の向上を図っていくことを検討してはどうか。

また、一度登録された情報の鮮度を保つため、**更新情報がその都度入力されるような仕組み作り**が考えられないか。

本人を識別するために必要となる基本情報としては、何が適当か。また、本人確認の必要性、そのための確認書類をどうするか。

これまでの議論(H24「見える化」WG中間とりまとめより)

なりすましや虚偽の登録を防ぐ観点から、新規にIDを付与する時には本人で有ることを確認することが必要

【本人確認の基本情報】

○本人確認のために必要となる基本情報としては何が適当か。

- ①案: 氏名・性別・生年月日・住所
- ②案: 生年月日、性別、血液型、出身地など変わらない項目

注) 本人確認は、

- ① 本人の属性(氏名、生年月日、性別、現住所等)の確認
- ② ①の書類を持参した者が、書類に記載されている者であることの確認の二段階で行われる。

本人確認するための情報としては、国民健康保険、国民年金等の被保険者の資格の確認などの事務のため、従来から行政機関に利用され、住民基本台帳ネットワークシステムの保有情報とされている**氏名、住所、生年月日、性別**の4情報としてはどうか。

また、なりすましや虚偽の登録を防ぐ観点から、新規に登録する際は、**本人であることを確認することが必要ではないか。**
その際の、**本人確認書類**としては、どの様なものを求めるのが適当か。

住民基本台帳ネットワークシステム

【住民基本台帳ネットワークシステムとは】

住民基本台帳ネットワークシステムは、住民の方々の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムとして構築するもの。

【本人確認情報】

住民基本台帳ネットワークシステムで保有している情報は、**氏名・住所・生年月日・性別**の4情報、住民票コード及びこれらの変更情報である**本人確認情報**(住民基本台帳法第30条の5)

4情報については、国民健康保険、介護保険、国民年金の被保険者の資格の確認などの事務のため、従来から行政機関が利用してきたものである。
また、住民票コードは、住民の方々の請求により、いつでも変更することができる無作為の11桁の番号となっている。

戸籍の交付請求における取り扱い

戸籍における請求者を特定するための事項: 氏名及び住所又は生年月日(戸籍法第10条の3)

本人確認の必要性①-1

情報の真正性を確保するために本人確認が必要と考えられる一方で、見える化システムがワークするには、建設現場の実態を踏まえた幅広い層の労働者の情報登録を可能とすることが望まれる。

【本人確認実施により想定されるメリット・デメリット】

	本人確認（有）	本人確認（無）
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ○なりすましや虚偽の登録を防ぐことが可能 ○資格、研修履歴等の蓄積すべき情報を、確認した本人情報を基に資格管理機関等へ照会が可能 ○社会保険の加入状況の確認を行う上で、本人性の確認はその前提となるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○幅広い層の技能労働者の登録が可能 ○登録の際の事務負担が少ないため、容易かつ迅速に登録が可能
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ○登録者もしくは登録機関の事務負担が増える ○見える化DB管理機関の事務量の増、情報管理のため設備費の増が想定されるため、利用者の費用負担も増 ○すぐ本人確認できない方の登録ができない 	<ul style="list-style-type: none"> ○偽名での登録のほか、同一人物が複数登録する可能性がある。 ○本人情報が無いため、登録機関が保有する、資格情報等のリンクが困難（技能情報との紐付けが困難） ○虚偽登録者がいた場合、社会保険の加入状況の確認が困難

【ポイント】

本人確認（有）

情報の真正性（本人性）は確保できるが、登録者及びデータ管理者の負担が大きい
事務量が多くなることと、データ管理のための費用が増大することから、利用者の費用負担が増える
すぐ本人確認できない方の登録ができない

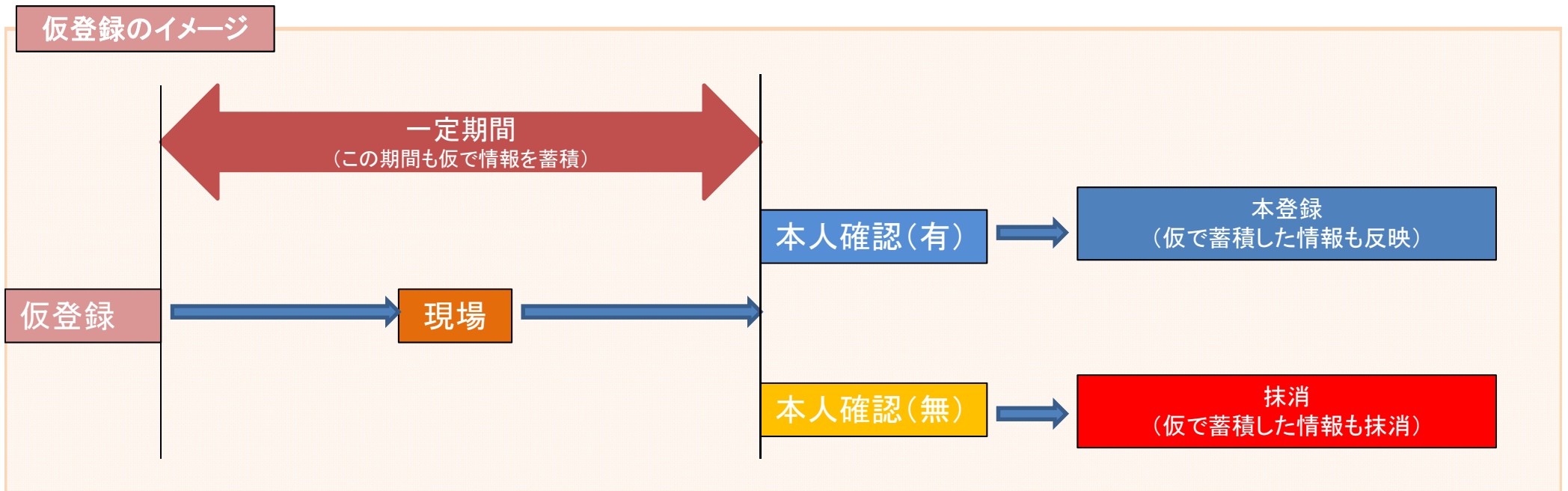
本人確認（無）

誰でも、容易に登録することが可能。
本人と登録機関が保有する技能情報との紐付けが困難
虚偽登録者がいた場合、社会保険の加入状況の確認が困難

本人確認の必要性①-2

本人確認を行うこととした場合、本人確認を行ったうえでの(正式)登録とあわせて、暫定的な登録を可能とすることも必要か。

身分証明書を持参しない方が、すぐ登録したい場合(現場へ入りたい場合)、**一定期間**内に本人確認を実施することを条件に、自己申告のみで仮の登録をすることが考えられないか。



仮登録を行う事により、即時の対応が可能。登録の容易性を高めることで、利用者の増加が期待される。

蓄積すべき技能労働者に係る情報項目【基本情報】

交付対象	確認書類(一点で可)	確認書類A	確認書類B	備考
戸籍	運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引主任者証、航空従事者技能証明書、耐空検査員の証、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、猟銃・空気銃所持許可証、写真付き住基カードなど	国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金、恩給の証書、写真無し住基カード	学生証、法人が発行した身分証明書(国若しくは地方公共団体の機関が発行したものを除く。)若しくは国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書で、写真付きのもの	戸籍法施行規則第十一条の二により規程AとBの各1点(計2点)若しくはAから2点
住民票	運転免許証、旅券(パスポート)船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、航空従事者技能証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、身体障害者手帳、療育手帳、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、住カード(写真付)	左に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類 地方公共団体が交付する敬老手帳 生活保護受給者証 健康保険の被保険者証 各種年金証書	本人確認方法をとることが出来ない場合、請求者の住民票の記載事項について窓口職員に説明するなど、市町村長が請求者を特定するために適当と認める方法による確認を行う場合があります。	Aから2点
パスポート	運転免許証 船員手帳 写真付き住基カード など	健康保険証、国民健康保険証、共済組合員証、船員保険証、後期高齢者医療保険者証、国民年金証書、厚生年金証書、船員保険年金証書、恩給証書、共済年金証書、印鑑登録証明書(登録した印鑑も必要)等	次のうち写真付きのもの 学生証 会社の身分証明書 公の機関が発行した資格証明書等	AとBの各1点(計2点) Aから2点 パスポート記載事項 氏名・生年月日・性別・国籍・本籍(住所は記載無し)
雇用保険受給資格決定手続	運転免許証 写真付き住基カード	パスポート 健康保険被保険者証、住民票記載事項証明書(住民票の写し又は印鑑証明書)、国民健康保険被保険者証		Aから2点
Tカード(TSUTAYAカード)	運転免許証、外国人登録証明書、在留カード、特別永住者証明書、障害者手帳(顔写真付き)、住民基本台帳カード(顔写真付き、生年月日、氏名、住所記載あり)	「住所確認書類」を併せてご提示する必要があるもの 健康保険証、障害者手帳(顔写真なし)、年金手帳各種、パスポート(有効期限内、住所記載あり)、学生証等	十有効な住所確認書類 現住所記載の郵便物(消印または「料金後納」などの記載のあるもの) 公共料金等の領収書(電気・ガス・水道・電話・携帯電話・NHKなど現住所記載のもの)、住民票写し、国税または地方税の領収書・納税証明書、社会保険の領収書等	確認書類(一点で可)は次の3点を満たすもの 1. 本人であることが確認できる(顔写真あり) 2. 公的機関、もしくは相応の第三者団体(公的企業、財団法人などの公益法人)が発行しているもの 3. 所在地もしくは連絡先が明確である(住所が記載されている) AとBの各1点(計2点)

本人確認には、**公的機関等発行で写真付きの身分証明書**が求められている。ただし、写真の無い健康保険証などについては、**二つ組み合わせる**ことで、本人確認としている。

【各種 身分証明の記載事項】

住民票

東京都国土交通市 住民票					
氏名	生年月日	性別	続柄	世帯主名	住民となった年月日
国土 太郎	昭和51年1月1日	男	世帯主	国土 太郎	平成20年12月12日
住所	〇〇4丁目3番21号		平成20年12月12日 転入 平成20年12月12日 届出		
本籍	東京都千代田区〇〇1丁目2番3号		筆頭者	国土 太郎	
前住所	東京都千代田区〇〇1丁目2番3号				
備考					

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

平成24年1月4日 国土交通市長 〇〇 〇〇 公印

【記載事項】

住民基本台帳法第7条により規定
氏名、生年月日、性別、世帯主の氏名及び世帯主との続柄、本籍地、住民となった日、**住所**及び同一市町村内で異動した場合、その年月日及び従前の住所、住民票コード等

【本人確認情報】

住民基本台帳法第30条の5より
氏名、生年月日、性別、住所及び同一市町村内で異動した場合はその年月日、住民票コード

住基カード



【記載事項】

写真付き
氏名、住所、生年月日、性別
 写真無し
氏名

蓄積すべき技能労働者に係る情報項目【基本情報】

運転免許証

氏名 昭和 年 月 日生

住所 平成 年 月 日

平成 年 月 日まで有効

免許の条件等 優良

見本

番号 第 号

二種 平成 年 月 日 種 類

公安委員会

【記載事項】
氏名、生年月日、住所

健康保険証

健康保険 本人（被保険者） 00521
被保険者証 平成23年 4月 6日 交付

記号 50000023 番号 40

氏名 健保 太郎

生年月日 昭和 51年 9月 2日 性別 男

資格取得年月日 平成 22年 6月 1日

見本

任意継続被保険者
資格喪失予定年月日 平成24年 6月 1日

保険者番号 01010011

保険者名称 全国健康保険協会 ○○支部

保険者所在地 ○○市○○区○○町○-○-○

印

【記載事項】
氏名、生年月日、性別

技能労働者情報の利用(閲覧)のあり方は、どのようにあるべきか。また、技能労働者本人への開示は、どのようにあるべきか。

これまでの議論(H24「見える化」WG中間とりまとめより)

(1) 企業における登録された技能労働者情報の活用

基本的方向

○管理機関に登録された技能労働者情報は、一定の建設企業等が一定の目的のために随時閲覧することを可能とする。

論点

○個人情報保護の観点から閲覧できる企業の範囲に何らかの限定を設ける必要が無いか。その際情報登録を行う企業と閲覧できる企業との整合性をどう図るべきか。

○登録された技能労働者情報はすべて開示するというだけでよいか。開示する目的ごとに開示する情報の範囲は異なってくるものとすべきかどうか。

○個人情報保護の観点からは、閲覧にあたりどのような工夫が必要か。(印刷を制限するなど)

○不正なアクセスなどによる情報漏出の懸念をどう払拭するか。

○閲覧に要する費用の手数料はどうするか。

(2) 技能労働者本人への開示

基本的方向

○技能労働者本人が適正な評価と処遇を受けやすくなるよう見せ方を工夫しながら、いつでも自己の情報を閲覧し、活用できるようにする。

➡ **本人の同意を前提として、管理機関に登録された技能労働者情報は、所属企業や元請企業、公共発注者が利用できるものとする必要があるが、開示する目的に応じて開示情報の範囲を制限することも必要か。**

また、本人同意や開示範囲を絞り込むことを前提とすれば、一般に広く公開する情報項目を設けることにより広く利用を促すことも考えられないか。

【見える化システム掲載情報イメージ】

【基本情報記載事項】

本人確認情報

- 氏名、生年月日、住所、性別
- 生年月日、性別、血液型、出身地など

【技能情報記載事項】

資格

- 資格の種類、番号、交付(合格)年月日、有効期限(一部)

研修受講履歴

- 公共職業訓練
職業訓練の種類、訓練課程、訓練科名称、交付年月日等(職業能力開発促進法施行規則第29条の3)
- 特別教育
受講者、科目等の記録
(労働安全衛生規則38条より3年保存)
- 職長・安全衛生責任者教育(安全衛生教育)
法令等による定め無し
- 新規入場者教育
法令等による定め無し

工事履歴

- 工事名称、工事内容、就労期間

社会保険加入状況

- 下4桁



本人を特定できる情報となるため、閲覧の可否を含めた、閲覧の方法について十分な検討が必要

とび工 Aさんのイメージ

【資格】

- S60.11.5 玉掛技能講習修了証 第123号
- S63.10.21 ガス溶接技能講習修了証 第432号
- S63.12.20 職長教育修了証 第555号
- H 1. 2.11 足場の組立等作業主任者
技能講習修了証 第 63号
- H 1. 2.20 地山の掘削作業主任者
技能講習修了証 第694号
- H 3. 4.15 1級技能士(とび作業) とび第8号

【工事履歴】

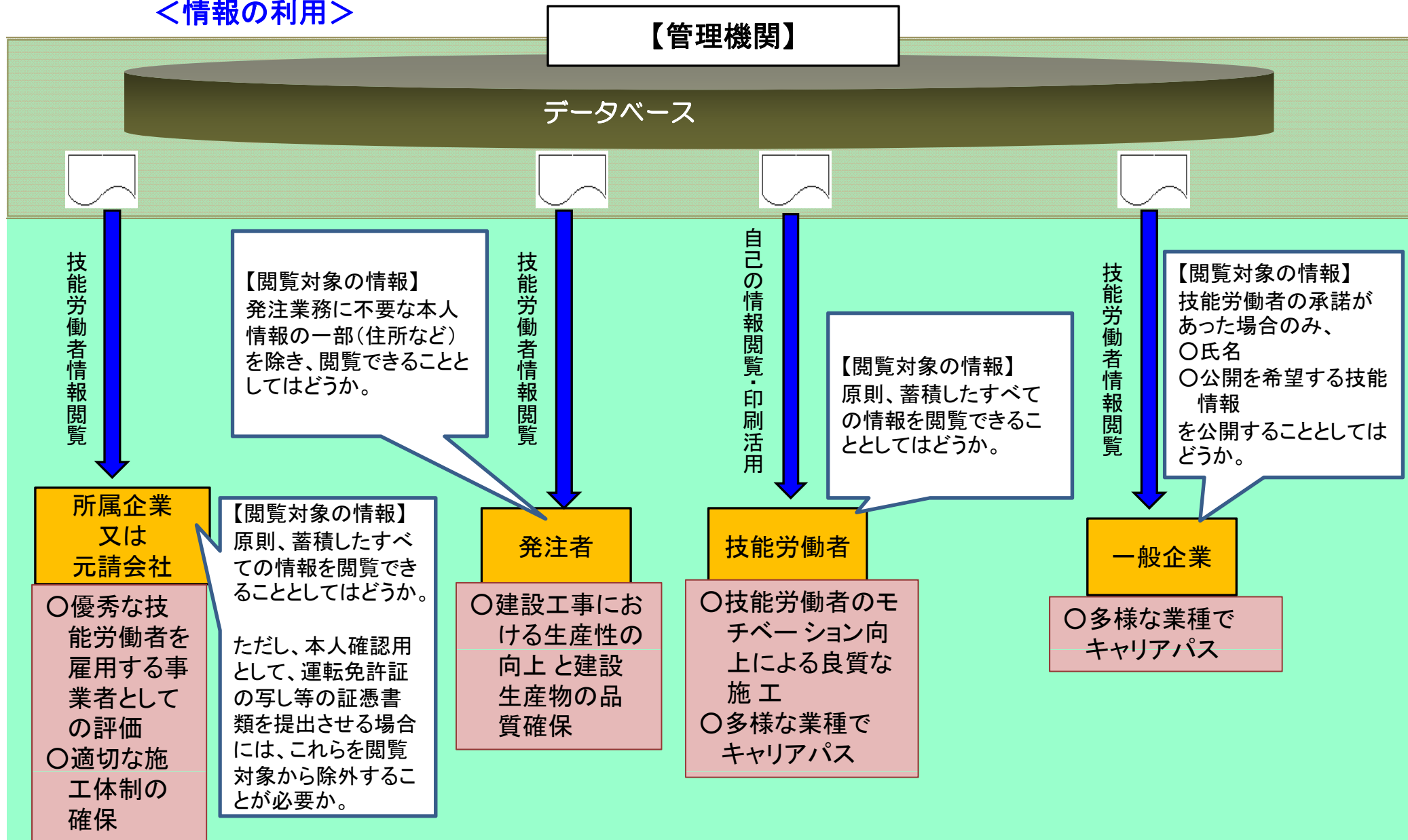
- H20.1~H20.10
○○工場アキュムレーター上屋新設工事
鉄骨組立作業・仮設足場工事
- H21.5~H21.8
新ボイラーメンテナンスホイストクレーン設置工事
鋼構造物設置工事 仮設足場工事
- H22.4 ~H22.8
鍛錬工場アキュムレーター更新工事
鉄骨組立作業・仮設足場工事

【その他の情報】

- H7.11.2 県営建設工事○○県知事表彰
- H14.3.6 ○○○連合会感謝状



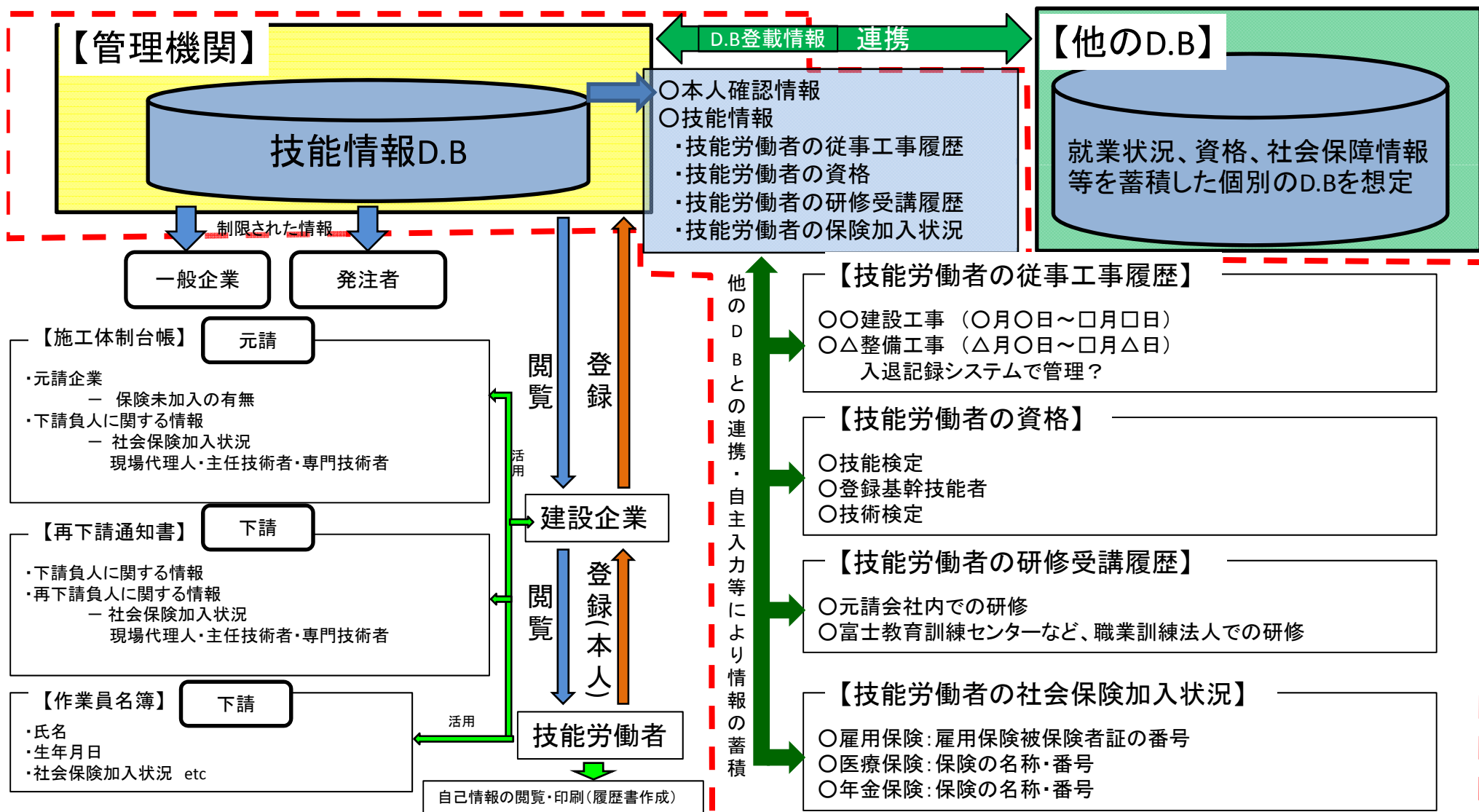
<情報の利用>



技能労働者の技能の「見える化」の活用イメージ

管理機関は、**全国一団体、民間公益団体**とし、技能労働者**本人の登録**を基本としつつ、所属企業や元請企業による**代行登録**を可能とするとともに、将来的には**他のデータベースとの連携**を視野に入れ、技能検定機関などによる登録を可能とする。

また、技能労働者・専門工事業業者・元請企業・発注者のそれぞれの主体が**最新の情報を必要な時に登録・閲覧**できるような**仕組み**とすることにより、現場での施工管理に関する台帳等の作成のほか、将来的に他のD.Bとの連携の検討など、**関係機関に広く活用されるシステム**となることを目指す。



入力の仕組みイメージ

本人情報の入力

必要項目については、本人確認の必要性和併せて検討



- 氏名・性別・生年月日・住所
- 生年月日・性別・血液型・出身地等を想定

技能情報の入力

入力の例)

○資格情報(自主入力)

資格名称	所属会社	資格管理団体
〇〇〇〇	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

資格名称を入力

資格証等のコピーをそれぞれに送付し、内容確認後にチェックをしてもらうことで、情報の真正性を確保

○工事履歴(自主入力)

工事(業務)名称	工事内容	就労期間	所属会社	元請会社
〇〇道路建設工事		H23.4.5~H23.8.10	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
〇〇建築工事		H24.10.1~H25.3.13	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

工事名称を入力

期間はどこまで詳細に入力すべきか。
入退場管理システム等を活用すれば時間単位の入力が可(コストの問題)

○社会保険(自主入力)

下4桁を入力 また本人による更新情報の入力……………管理機関又は所属会社等の内容確認チェック欄を設けてはどうか
(標準報酬決定通知書などによる確認)

【管理機関】

登録申請

上記を入力することで

管理機関からIDを付与

登録完了

これまでの議論(H24「見える化」WG中間とりまとめより)

基本的方向

蓄積すべき情報項目は、「作業員名簿」に記載される情報を出発点として検討することとして、次の①～④の項目により具体化を図ることとする。

①技能労働者の資格 ②技能労働者の研修受講履歴 ③技能労働者の工事履歴 ④技能労働者の各種保険加入状況

また、①～④以外のその他の項目についても必要なものがあれば検討を行う。

各企業固有の資産として位置付けられる情報まですべて共有するものではなく、各社横断的につなぐ意味のある情報の蓄積と共有化を図ることとする。

①資格情報

(指摘)

- ・資格は幅広く拾ったらどうか
- ・データの確証性、本人性の担保が難しい
- ・必要に応じて他のデータベースと紐付けるようにしたらどうか
- ・資格については、業界が国の干渉を受けずに選んでいけば実質的に意味のあるデータベースになっていく。実質的に民間が金も出すが口も出すという関わりや運営があったほうが良いのではないか。

②研修受講履歴

(指摘)

- ・職長教育や玉掛けなどの研修履歴を電子化して各社で情報共有できると便利。

③工事履歴

(論点)

- ・工事履歴はどの程度の内容とするべきか。日々の就業状況も把握することとするのか。
- ・既に終了している過去の工事履歴をどの様に把握するか。

(指摘)

- ・日々の就業状況をどの程度の精度で確保するかがポイント。カードシステムや携帯で確認する方法がある。
- ・過去の工事履歴は経験が長い人は膨大であり、裏付けがあるかどうか仕分けして見えるようにした上で、どこまで信頼するかは利用する側で判断したらどうか。

④保険加入状況

(論点)

- ・間違いなく保険に加入していることの裏付けをどのようにとるか。
- ・一時加入していたものの、その後未加入となった場合の更新方法など、最新の情報を維持するための更新方法をどうするか。
- ・保険に関する登録情報の範囲をどうするか。(3保険の資格取得日や事業主負担額の納入状況など)

(指摘)

- ・データを利用する立場からすれば誰かがデータ内容を保証すべき。
- ・社会保険未加入対策との連携を図る必要がある。

(各項目共通の指摘)

- ・既存のデータベースを活用するなど負担の少ない方法を議論すべき。
- ・データの利用価値を高めるにはデータの信憑性を誰かが確認し、保証することが必要。
- ・裏付けがあるかどうか仕分けして見えるようにした上でどこまで信頼するかは利用する側で判断したらどうか。
- ・虚偽登録ができないようにすべき
- ・蓄積する情報項目は上記①～④に限定するものではなく、必要に応じて作業環境や健康状況についても今後必要に応じて追加を検討する。

①技能労働者の**資格情報**について、どのようなものを対象とし、どう入力していくか。

資格等の区分(例)	証明書	証明書の交付主体	証明書の記載事項	更新	データベース
免許	「免許証」 (安衛法)	都道府県労働局長	免許の種類、写真、免許証番号、氏名、生年月日、性別、本籍地、交付年月日、交付局、住所、取得年月日、有効期限(安衛則における様式)	一部有り	—
技能検定	「合格証書」 (職業能力開発促進法)	厚生労働大臣(特級、一級及び単一等級) 都道府県知事又は指定試験機関(二級、三級、基礎一級及び基礎二級)	検定職種、番号、技能士の名称、氏名、生年月日、交付年月日 (職業能力開発促進法施行規則における様式)	—	技能士台帳 (都道府県または指定試験機関)
登録基幹技能者	「登録基幹技能者講習修了証」 (建設業法施行規則)	登録基幹技能者講習実施団体	登録基幹技能者講習の種目、顔写真、修了証番号、氏名、生年月日、修了年月日 (建設業法施行規則における様式)	有り	登録基幹技能者データベース (一財)建設業振興基金、基幹技能者資格運営団体)
技能講習	「技能講習修了証明書」(安衛法)	技能講習を行った者 (登録教習機関)	技能講習の種類、氏名、生年月日、本籍地、番号、修了証の交付年月日 (安衛則における様式)	— (ただし再教育についての通達有り)	技能講習修了者データベース (登録教習機関から発行事務局に対する情報提供は任意)
技術検定	「合格証明書」 (建設業法)	国土交通大臣	合格した検定の種類、氏名、本籍、合格証明書番号、合格年月日、大臣名、顔写真 (施工技術検定規則における様式)	— (監理技術者資格者証の有効期間は5年毎の更新有り)	—

その他(建設マスター、建築士法や電気工事士法等の個別法に基づく国家資格、表彰・顕彰等)



幅広い資格データを蓄積することとし、資格者証の写しの提出などにより、管理機関において確認を受けられることとしてはどうか。(管理会社の事務負担を軽減するため、所属会社等に確認を委ねるような仕組みを検討することも必要か。また将来的には、資格認定機関の協力を得て、データベースをリンクさせることにより入力事務負担を軽減するとともにデータ管理精度の向上を図っていくことも検討してはどうか。)

技能講習の区分

労働安全衛生法では、技能講習を次の37の区分により行うこととしている。

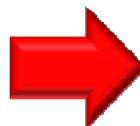
◎ 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)別表第十八(第七十六条関係)

講習の種類	講習名の種類
1 木材加工用機械作業主任者技能講習	20 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
2 プレス機械作業主任者技能講習	21 鉛作業主任者技能講習
3 乾燥設備作業主任者技能講習	22 有機溶剤作業主任者技能講習
4 コンクリート破砕器作業主任者技能講習	23 石綿作業主任者技能講習
5 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習	24 酸素欠乏危険作業主任者技能講習
6 ずい道等の掘削等作業主任者技能講習	25 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
7 ずい道等の覆工作業主任者技能講習	26 床上操作式クレーン運転技能講習
8 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	27 小型移動式クレーン運転技能講習
9 足場の組立て等作業主任者技能講習	28 ガス溶接技能講習
10 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	29 フォークリフト運転技能講習
11 鋼橋架設等作業主任者技能講習	30 ショベルローダー等運転技能講習
12 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	31 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習
13 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習	32 車両系建設機械(解体用)運転技能講習
14 採石のための掘削作業主任者技能講習	33 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習
15 はい作業主任者技能講習	34 不整地運搬車運転技能講習
16 船内荷役作業主任者技能講習	35 高所作業車運転技能講習
17 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	36 玉掛け技能講習
18 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	37 ボイラー取扱技能講習
19 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	

②技能労働者の**研修受講履歴**について、どのようなものを対象とし、どう入力していくか。

研修等の例

(例)	概要	根拠	証明書の発行	データベース
公共職業訓練	労働者に対し、職業に必要な技能や知識を習得させることにより、労働者の能力を開発し、向上させるための訓練	職業能力開発促進法	公共職業能力開発施設の長は、公共職業訓練を修了した者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、修了証書を交付しなければならない。 (職業能力開発促進法第22条) ※認定職業訓練についても準用	—
特別教育	危険又は有害な業務に労働者をつかせる場合に事業者が行う教育	労働安全衛生法等	— (法令による定めは無い)	— (事業者は、特別教育を行なったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを三年間保存しておかなければならない。(労働安全衛生規則第38条))
職長・安全衛生責任者教育 (安全衛生教育)	職長の職務内容と安全衛生責任者の職務内容を遂行するために事業者が行う一体的な教育	労働安全衛生法等	— (法令による定めは無い)	—
新規入場者教育	初めて建設現場に入場して就労する全ての作業員を対象として、関係請負人(専門工事業者)が行う教育	労働安全衛生法等	— (法令による定めは無い)	—
その他				



技能労働者の判断で、富士教育訓練センターなど職業訓練法人での研修や元請や社内での研修など、技能労働者の研修受講履歴を、**自主的入力事項として、幅広く入力できる**こととしてはどうか。

③技能労働者の工事履歴について、どのようなものを対象とし、どう入力していくか。

(参考様式) 登録基幹技能者講習に係る実務経験証明書

本人の氏名、住所等

工事履歴
(職長、実務経験の内容、作業内容、実務経験年数)

実務経験証明書			参考様式
下記の登録〇〇基幹技能者講習にかかる受講申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。			
証明者: 会社名		平成 年 月 日	(会社印)
所在地			
職名			(代表者印)
氏名			
受講申請者の氏名		証明者との関係	
受講申請者の住所		生年月日	
受講申請者電話番号		使用者の名称	
※職長として従事した工事については、職長欄に「○」を記入願います。			
※作業内容欄には、雑務や事務の仕事ではないことを証明する内容(例:現場施工)等を記入願います。			
職長欄	実務経験の内容	作業内容	実務経験年数 (年 月)
			年 月 ~ 年 月 (.)
			年 月 ~ 年 月 (.)
			年 月 ~ 年 月 (.)
			年 月 ~ 年 月 (.)
			年 月 ~ 年 月 (.)
			年 月 ~ 年 月 (.)
備考: 実務経験年数については、〇〇工事に関して10年以上、かつ、そのうち職長経験年数については3年以上が、受講資格の一つの要件となります。			合計: 年 月 (うち職長経験 年 月)
誓約欄			
この証明事項に事実と相違がある場合には資格を取り消されても異存のないことを誓約いたします。			
		氏名	印

証明権者(所属長等)による記入・押印

本人の誓約

目標とする姿

技能労働者の技能を示す工事履歴としては、従事した工事の名称・工期だけでなく、工事において技能労働者が果たした役割(職種、役職)や技能労働者ごとの従事状況(従事した期間、日々の就労状況)を蓄積することが望ましい。ただし、技能労働者ごとの就労状況を把握するためには、入退記録システムなど現場で容易にデータ蓄積できるシステムの導入が前提となるものであり、まずは必要最低限の機能で導入・普及を図った上で、徐々に機能を拡充していくこととすることが現実的ではないか。

技能労働者の技能を示す工事履歴として、まずは従事した「工事の名称」・「工事内容」・「就労期間」を蓄積することとしてはどうか。この場合、個々の工事履歴を管理機関でチェックすることは困難であり、入力情報の信憑性については、技能労働者(または所属会社)の判断に委ね、利用する側はそうした前提の情報であることを踏まえて利用することとしてはどうか。過去の工事履歴の入力についても、技能労働者の申告に委ねることとしてはどうか。あるいは、情報の真正性の確認のため、所属会社や元請会社による確認を受けられることとする必要か。

【施工体制台帳の記載内容】

(施-2) 平成 年 月 日

施 工 体 制 台 帳

【会社名】 株式会社 ○○○

【事業所名】 _____

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日	
	土木、大工、石、瓦、管、タ、瓦、組、し、ゆ、筋、内、造、木、工、事、業	大臣 特定 〇□第 〇△□号 知事 一般	平成25年 8月6日	
	左、電、筋、板、材、造、造、具、工、事、業	大臣 特定 ××第 〇△□号 知事 一般	平成25年 8月6日	
工事名称及び工事内容				
発注者及び住所				
工期		契約日	平成 年 月 日	
契約営業所	区分	名称	住所	
	元請契約			
	下請契約			
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事務所整理記号等	区分 営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
		元請契約		
		下請契約		
発注者の監督員名	権限及び意見申出方法	工事請負契約書第9条記載のとおり 意見申出方法=書面による		
監督員名	権限及び意見申出方法			
現場代理人名	権限及び意見申出方法	工事請負契約書第10条記載のとおり 意見申出方法=書面による		
監理技術者名	資格内容			
専門技術者名	専門技術者名			
資格内容	資格内容			
担当工事内容	担当工事内容			

【一次下請負人に関する事項】

会社名		代表者名		
住所 電話番号				
工事名称 及び 工事内容				
工期	日 年 月 日 至 年 月 日	契約日		
建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日	
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日	
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日	
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事務所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
現場代理人		安全衛生責任者名		
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名		
主任技術者	専任 非専任	雇用管理責任者名		
資格内容		専門技術者名		
		資格内容		
		担当工事内容		

【再下請通知書の記載内容】

(施-3) 平成 年 月 日

建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(変更届)
(再下請負通知書様式)

直近上位の
注文者名 _____ 【報告下請負業者】(次請負)
現場代理人名 _____ 〒 _____
(所長名) _____ 住 所 _____
TEL _____
FAX _____

元請名称 株式会社 ○○○ 会社名 _____
作業所名: _____ 代表者名 _____ 印 _____

《自社に関する事項》

工事名称 及び 工事内容			
工 期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	注文者との 契約日	平成 年 月 日
建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業 大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
健康保険等の 加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
加入状況	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険 厚生年金保険 雇用保険

監 督 員 名	安全衛生責任者名
権限及び 意見申出方法	安全衛生推進者名
現場代理人名	雇用管理責任者名
権限及び 意見申出方法	※専門技術者名
※主任技術者名 専 任 非専任	資 格 内 容
資 格 内 容	担当工事内容

(記入要領)

- 報告下請負業者は直近上位の注文者に提出すること。
- 再下請負契約がある場合は次の契約書等の写しを提出する。なお、再下請負依頼の場合は、このページをコピーして使用する。
 - ①契約書、注文書・請書等 ②下請基本契約書
- 一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者からも提出された書類とともに様式1-乙に際して下請負業者編成表を作成の上、元請に届出ること。
- この届出事項に変更があった場合は直ちに再届出すること。

※「主任技術者、専門技術者」及「主任技術者の資格内容」の記入要領は「主任技術者、専門技術者の記入要領」を参照してください。

《健康保険等の加入状況について》

各保険の適用を受ける営業所について届出を行なっている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」をまるで囲む。

- 営業所の名称
報告書に添付する営業所の名称について記載。
- 健康保険
事業所整理番号及び事業所番号(健康保険組合によっては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理番号及び事業所番号を記載。
- 厚生年金保険
事業所整理番号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理番号及び事業所番号を記載。
- 雇用保険
労働契約書を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働契約書番号を記載。
※2-5については、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行なう場合には欄を追加。

《下請負人に関する事項》(次請負)

会社名	代表者名
住 所 電話番号	
工事名称 及び 工事内容	
工 期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
契 約 日	平成 年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業 大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
健康保険等の 加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
加入状況	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険 厚生年金保険 雇用保険

現場代理人 権 限 及 び 意 見 申 出 方 法	安全衛生責任者名
※主任技術者 専 任 非専任	安全衛生推進者名
資 格 内 容	雇用管理責任者名
	※専門技術者名
	資 格 内 容
	担当工事内容

※【主任技術者、専門技術者の記入要領】

- 主任技術者の記載状況について【専任・非専任】のいずれかに○印を付すこと。
- 専門技術者には、土木・建築一次工事を施工する場合等その工事に含まれる専門工事を施工するため必要な主任技術者を記載する。(一次工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。) 複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は欄を追加して全員を記載する。

- 主任技術者の資格内容(該当するものを欄で記入する)
 - ①経験年数による場合
 - 1) 大学卒(指定学科) 3年以上の実務経験(組長・高等卒業生を含む)
 - 2) 高技術(指定学科) 5年以上の実務経験
 - 3) その他 10年以上の実務経験
 - ②資格等による場合
 - 1) 建設業法「技術検定」
 - 2) 建築士法「建築士試験」
 - 3) 技術士法「技術士試験」
 - 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
 - 5) 電気事業法「電気主任技術者指定試験等」
 - 6) 消防法「消防設備士試験」
 - 7) 職業能力開発促進法「技能検定」
 - 8) 職業能力開発促進法「技能検定」

2012年11月改訂版

工事履歴の記載項目は『施工体制台帳』、『再下請通知書』にて確認することができる、工事名称及び工事内容を入力項目として利用してはどうか。

蓄積すべき技能労働者に係る情報項目 ④-1 各種保険加入状況

④ 保険未加入対策の進展に伴い、**簡便・確実**に保険の加入状況を確認出来る手段の構築が強く求められている状況を踏まえ、技能労働者の**各種保険加入状況**について、どのような情報を登録対象とし、どう確認していくか。

作業員名簿(全建統一様式)


全建統一様式第5号一別紙		元請 確認欄	
		提出日	平成年月日
社会保険加入状況			
(年 月 日 作成)			
事業所の名称	0	一次	(次)
所長名	0	会社名	0 会社名
番	ふりがな	社会保険	
	氏名	健康保険	年金保険 雇用保険

上段: 健康保険の名称
(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)
下段: 被保険者証番号
(下4桁)

上段: 年金保険の名称
(厚生年金、国民年金等)

上段: 事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には「適用除外」と記載
下段: 被保険者証番号
(下4桁)

	登録事項	趣旨	課題
案1	当該工事現場に従事しているときに加入している3保険の加入状況 ・雇用保険: 雇用保険被保険者証の番号 ・医療保険: 加入している保険の名称・被保険者証の番号 ・年金保険: 加入している保険の名称	作業員名簿に記載することが求められている事項と同じものを現場ごとに登録する。	・技能労働者が属する会社が入力することが前提となるのではないかな。
案2	1案に加えて雇用保険・医療保険・年金保険について次の情報 ・被保険者資格取得届の提出日 ・被保険者資格喪失届の提出日	会社による技能労働者の加入状況を会社ごとに登録する。(会社が同一の場合に現場ごとに入力する手間が省かれる。)	・技能労働者が属する会社が入力することが前提となるのではないかな。 ・入力事項が増えることで入力忘れ・漏れが生じるおそれがあるのではないかな。
案3	2案にくわえて次の情報 ・各月の3保険に係る保険料事業主負担額(法定福利費)	法定福利費別枠確保を厳密に実施するために必要な情報をとる。	・技能労働者が属する会社が入力することが前提となり、かつ、入力の負担が重くなるのではないかな。 ・法定福利費の別枠給付の仕組みが別途確立していることが必要ではないかな。

- 
- 作業員名簿の記載事項である、各種保険の名称、被保険者番号の下4桁(雇用保険、医療保険、年金保険)を蓄積することとしてはどうか。
 - 「見える化」システムへの入力時に社会保険の標準報酬決定通知書等関係資料のコピーを提示させるなどして確認することとしてはどうか。
 - 関係書類での確認日時、確認方法について入力することにより、社会保険の加入状況把握はあくまでも「見える化」システムへの入力時点での確認であることを明確化することとし、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」で求められている、各施工現場での元請企業による作業員名簿を活用した確認・指導の際の参考情報としての活用を期待するものとしてはどうか。
 - また、更新情報の入力・確認をどのように行うか。本人による入力により、更新できるようにしたらどうか。

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」(平成24年7月策定、11月施行)(粹)

(3) 下請企業選定時の確認・指導等

(略) 下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行うべきである。この確認に当たっては、必要に応じ、選定の候補となる建設企業に保険料の領収済通知書等関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずることが望ましい。(略)

(略) 遅くとも平成29年度以降においては、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全部又は一部について、適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は、下請企業として選定しないとの取扱いとすべきである。

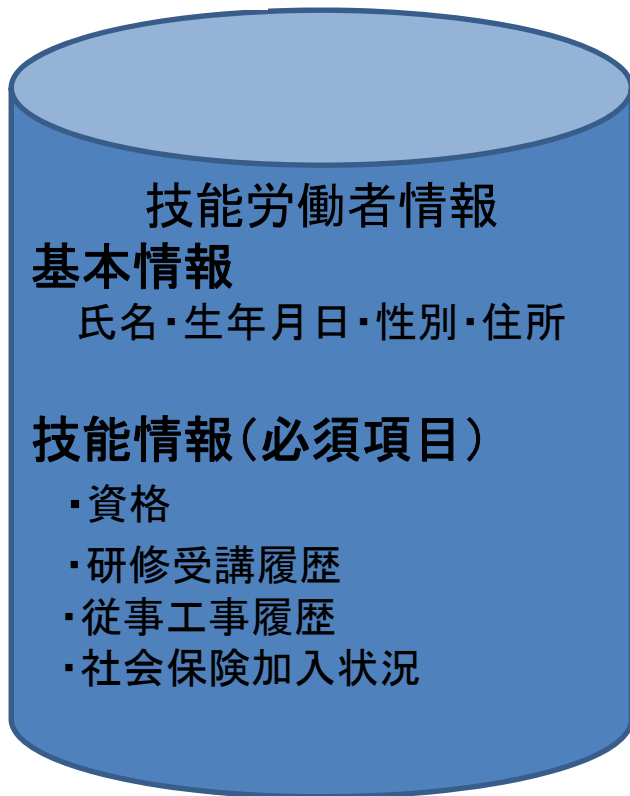
(5) 作業員名簿を活用した確認・指導等

(略) 各作業員の保険加入状況の確認を行う際には、必要に応じ、下請企業に社会保険の標準報酬決定通知書等関係資料のコピー(保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたものでも構わない)を提示させるなど、記載事項の真正性の確保に向けた措置を講ずることが望ましい。(略)

(略) 遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきである。

⑤技能労働者の**その他の情報**で蓄積して活用すべきものはあるか。

【見える化DB】



上記の情報を蓄積することで個々の技能労働者の技能を**見える化**し、適正な評価が見込める

技能労働者の技能の追加情報

- 各種表彰
・建設マスター等
- 発注者からの表彰
- 元請企業等からの感謝状
など……

自主入力項目として、上記の追加情報を見える化システムへ入力できるようにする。



技能労働者の評価項目として利用することで、さらに適正な評価が見込める

自主入力情報として、各種表彰や感謝状など、技能労働者の**技能を顕彰する情報**を入力できるようにすることとしてはどうか。

「見える化」システムへのアクセスを容易にし、現場での活用を促す観点から、インターネット上での閲覧を基本とするシステムとしてはどうか。また、IDカードを発行して簡易な端末で閲覧するなどの方法を検討することも必要か。

【IDカード使用事例】

(運用期間: 2012年11月～2013年3月 実施地区: 2地区)

福島市被災地就労履歴管理システム構築事業費補助事業 (一社)就労履歴登録機構

(事業概要)

福島市内の除染事業に携わる事業従事者の就労履歴をICTを用いて収集登録し、これに基づき従事者の就労状況及び被曝量を把握する。

- ① 事業従事者の本人確認: 所属、所在、保有資格、安全教育受講履歴、健康診断受診状況、社会保険の加入状況をチェックの上IDカードを発行。
- ② 作業監督者がもつスマートフォンを利用し、作業者の持つIDカードのQRコードを読んで、入退場時刻を記録。



福島市、元請、下請、作業員がWEBで情報を閲覧することで、各々の従事者の就労履歴、被曝線量の管理が可能。

英国における取組

Construction Skills Certification Scheme (CSCS)

運営主体: 英国の建設関連産業における人材育成を担う公的組織(CITB)が運営

- 建設技能認証制度 (CSCSカード: Construction Skills Certification Scheme)
 - ・ 建設技能者の技能が全国基準をもとに認証され、現場で安全に作業するために必要な知識を有していることを証明するためのカード(1995年導入)
 - ・ 11種類のカードと10の提携カードスキームがあり、220職種に対応。175万人が保持。
 - ・ 登録に際しては、安全衛生試験(Health and Safety Test)をクリアすることが必要であるほか、資格保有者、技能見習い制度修了者、企業認証による推薦、就労経験など、各技能労働者の状況に応じた審査が行われる。新規入職者向けや見学者用カードもある。
 - ・ カードの有効期限は最大5年。
 - ・ カード発行に係る総費用は47.5ポンド(カード発行費30ポンド、安全衛生試験費用17.5ポンド)。
 - ・ 2010年より、マイクロチップを埋め込んだ、SmartCardsの発行に切り替え。これにより、偽造防止のほか、安価なカードリーダーで容易に経歴等を確認することができるようになった。
 - ・ 多くの建設企業や発注者が、CSCSカードを保持しない者の建設工事現場への入場を認めていない。

【CSCSカードの例】

